

泉大津市教育委員会会議 令和5年第10回定例会

会 議 事 項

(令和5年10月25日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 3 2 号 令和 5 年度泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価結果報告書について
- 日程第 2 議案第 3 3 号 泉大津市教育委員会表彰について
- 日程第 3 報告第 1 8 号 泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第 4 報告第 1 9 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 5 報告第 2 0 号 こどもの読書活動推進計画のパブリックコメント実施について

教育委員会資料
5. 10. 25
教育政策課

議案第 3 2 号

令和 5 年度泉大津市教育委員会教育事務の管理及び
執行の状況に関する点検及び評価結果報告書について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、
評価結果報告書を議会に提出するとともに、公表することについて諮る
ものである。

2 内 容

教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、
教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、点検及び評価を行い、
その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的
な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすもので
ある。

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項
の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する
事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含
む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、
その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、
公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関
し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

4 点検・評価内容

別冊「令和 5 年度（令和 4 年度事業）泉大津市教育委員会教育事務の
管理及び執行の状況に関する点検及び評価結果報告書（案）」のとおり

議案第 33 号

泉大津市教育委員会表彰について

1 趣 旨

教育委員会表彰は、泉大津市の教育の振興と発展に優れた実績を収めた者や、文化芸術活動及びスポーツにおいて優秀な成績を収めた者等に対し、表彰するものである。それを踏まえ、前年度に引き続き、広く表彰の対象とするために、関係部署からの推薦書の提出に加え、教育委員会表彰候補者を公募する。

今回は、今後の予定等の承認について議案とするものである。

2 推薦方法

- 関係部署からの推薦書の提出
- 公募の実施

3 推薦、応募期間

令和 6 年 1 月 4 日（木）～令和 6 年 1 月 25 日（木）

4 周知方法

ホームページ等（12月）、広報紙12月号

5 表彰者決定

教育委員会

○泉大津市教育委員会表彰規程

昭和 28 年 3 月 3 日

教委規程第 1 号

第 1 条 泉大津市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する学校園の教職員(府費負担職員を含む。)であって次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

- (1) 業務上の成績特に優秀な者
- (2) 業務上特に有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案をした者
- (3) 業務の遂行に関し特に他の模範とするに足る行為があった者
- (4) 災害を未然に防止し又は災害に際し特に功労があった者
- (5) その他委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあった者
(平 2 教委規程 1・平 25 教委規程 1・一部改正)

第 2 条 委員会の所管に属する学校の生徒、児童で次の各号のいずれかに該当する者があるときは、学校長の推薦によって委員会がこれを表彰する。

- (1) 有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案した者
- (2) 特に他の模範とするに足る行為があった者
- (3) その他委員会が表彰するのが、適当であると認める成績又は行為のあった者
(平 2 教委規程 1・一部改正)

第 3 条 第 1 条及び第 2 条で規定するものを除くほか、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。

- (1) 教育の発達について特に功績があった者
- (2) 社会教育及び社会体育等の活動において特に優秀な成績をあげた者
- (3) その他委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあった者
(平 2 教委規程 1・一部改正)

第 4 条 表彰は、表彰状又は表彰状及び副賞を授与してこれを行う。

(平 2 教委規程 1・平 10 教委規程 1・一部改正)

第 5 条 表彰該当者のあるときは、必要に応じて随時これを行う。

第 6 条 表彰されるべき者がその表彰前に死亡したときは、危篤に陥ったときにさかのぼってこれを表彰する。

(平 2 教委規程 1・一部改正)

第 7 条 委員会は、この規程により表彰を受けたことのあるものに対して再度の表彰を行わない。ただし、教育長が別に定めるときは、この限りでない。

(平 28 教委規程 2・一部改正)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平 28 教委規程 2・一部改正)

附 則

この規程は、昭和 28 年 3 月 3 日から施行する。

附 則(平成 2 年 1 月 26 日教委規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 10 月 29 日教委規程第 1 号)

この規程は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日教委規程第 1 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

附 則(平成 28 年 4 月 28 日教委規程第 2 号)

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

泉大津市教育委員会表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市教育委員会表彰規程(昭和28年泉大津市教育委員会規程第1号。以下「規程」という。)第8条の規定に基づき、泉大津市教育委員会(以下「委員会」という。)が行う表彰の実施について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大会 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援する文化活動又はスポーツに係る競技会、選考会、コンクールその他の大会(開催の趣旨、出場者又は参加者の構成を考慮して、教育長がこれに準ずるものと認めるものを含む。)をいう。
- (2) 予選 その大会における成績により、地域の規模がより大きい大会に出場し、又は参加する資格を得ることができる大会をいう。
- (3) 国内大会 国内において、一以上の都道府県(これに準ずると教育長が認めるものを含む。以下同じ。)の区域を単位として開催される大会で、全国大会以外のものをいう。
- (4) 全国大会 全国を対象として開催される大会をいう。
- (5) 国際大会 二以上の国を対象として開催される大会をいう。
- (6) 入賞 表彰の対象となる成績を収めた大会で定められた入賞基準を満たす成績を収めることをいう。

(永年勤続表彰)

第3条 規程第1条第5号に掲げる者は、泉大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校歯科医として20年勤続した者とする。

(児童・生徒の部の表彰基準)

第4条 規程第2条第2号及び規程第3条第2号に掲げる者(これによって構成される団体を含む。)の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 環境の美化、障がい者又は高齢者の福祉の増進、伝統文化の継承等に係る活動を概ね2年以上にわたって継続していること。
- (2) 人命救助、災害の未然防止その他これらに類する行為を行ったこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の者に模範となる善行をしたこと。
- (4) 委員会の所管に属する学校の児童生徒、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体で平成28年3月以降に初めて別表第1に掲げる成績を収めたもの。

(再度の表彰)

第5条 規程第7条ただし書きに規定する教育長が別に定めるときは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程第1条から規程第3条までの各号の規定(以下「表彰対象のもの」という。)により表彰を受けたものが、当該各号以外の表彰対象のものにより表彰の対象となるとき。
- (2) 異なる大会(次号に規定するものを除く。)又は競技種目で表彰の対象となるとき。
- (3) 地域的規模がより大きい大会があるもので別表第2に掲げるものとなるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は教育長が定める。

附則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

大会の種類	成績
国際大会・全国大会	入賞以上
	出場・参加（資格を得たことを含む。）
近畿大会等の国内大会	入賞以上
上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	最も優秀な成績

別表第2（第5条関係）

今回の成績		前回表彰された成績					
		上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	近畿大会等の国内大会		国際大会・全国大会		
大会の種類別	成績	優勝	入賞	優勝	出場・参加 （資格を得たことを含む）	入賞	優勝
国際大会・全国大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない
	出場・参加 （資格を得たことを含む）	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない
近畿大会等の国内大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない

報告第18号

泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱 の一部を改正する要綱について

1 趣 旨

泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱の目的に基づき、交付対象となる大会の基準を明確にするとともに、申請期間を延長するために必要な要綱の一部改正を報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号）第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

3 改正内容

別紙1 要綱（案）のとおり

4 施行期日

この要綱は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

5 適用区分

この要綱による改正後の泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱は令和5年4月1日以後開催された大会について適用し、令和5年4月1日以前に開催された大会については、なお従前の例による。

泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱の一部を改正する要綱（案）

泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱（令和 2 年泉大津市教育委員会要綱第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、選考会等であって、選抜若しくは厳正かつ明確な基準による審査により」を「若しくは選考会等であって、厳正かつ明確な基準の審査による選抜又は地区大会等の予選会を経て」に改め、「又は教育長がこれと同等であると認める大会」を削る。

第 2 条第 2 号中「、選考会等であって、選抜若しくは厳正かつ明確な基準による審査により」を「若しくは選考会等であって、厳正かつ明確な基準の審査による選抜又は地区大会等の予選会を経て」に改め、「又は教育長がこれと同等であると認める大会」を削る。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の申請は原則、交付の対象となる大会の最終日の属する年度内に申請しなければならない。ただし、大会最終日が年度末の場合、大会最終日の翌日から起算して 3 箇月を経過する日までに申請を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公告の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱は令和 5 年 4 月 1 日以後開催された大会について適用し、令和 5 年 4 月 1 日前に開催された大会については、なお従前の例による。

泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱
新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>(交付対象となる大会)</p> <p>第2条 奨励金の交付の対象となる大会は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援するスポーツに係る競技会若しくは<u>選考会等であって、厳正かつ明確な基準の審査による選抜又は地区大会等の予選会を経て出場者が決定する全国を対象として開催されるスポーツの大会</u></p> <p>(2) 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援するスポーツに係る競技会若しくは<u>選考会等であって、厳正かつ明確な基準の審査による選抜又は地区大会等の予選会を経て出場者が決定する二以上の国を</u></p>	<p>(交付対象となる大会)</p> <p>第2条 奨励金の交付の対象となる大会は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援するスポーツに係る競技会、<u>選考会等であって、選抜若しくは厳正かつ明確な基準による審査により出場者が決定する全国を対象として開催されるスポーツの大会又は教育長がこれと同等であると認める大会</u></p> <p>(2) 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援するスポーツに係る競技会、<u>選考会等であって、選抜若しくは厳正かつ明確な基準による審査により出場者が決定する二以上の国を対象とし</u></p>

改 正 案	現 行
<p>対象として開催されるスポーツの大会</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の申請は原則、交付の対象となる大会の最終日の属する年度内に申請しなければならない。ただし、大会最終日が年度末の場合、大会最終日の翌日から起算して3箇月を経過する日までに申請を行わなければならない。</p>	<p><u>て開催されるスポーツの大会又は教育長がこれと同等であると認める大会</u></p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の申請は、大会に出場する日の前日から起算して30日前までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、大会に出場した日の翌日から起算して30日以内に行うことができる。</p>

泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツに関する全国的規模又は国際的規模の大会に出場する個人又は団体に対し、泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、本市のスポーツ活動等の振興及び活性化を図ることを目的とする。

(交付対象となる大会)

第2条 奨励金の交付の対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援するスポーツに係る競技会若しくは選考会等であって、厳正かつ明確な基準の審査による選抜又は地区大会等の予選会を経て出場者が決定する全国を対象として開催されるスポーツの大会
- (2) 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援するスポーツに係る競技会若しくは選考会等であって、厳正かつ明確な基準の審査による選抜又は地区大会等の予選会を経て出場者が決定する二以上の国を対象として開催されるスポーツの大会

(交付対象となる個人又は団体)

第3条 奨励金の交付の対象となる個人又は団体(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市に活動の拠点を有する団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者としなない。

- (1) 大会等へ出場するに当たり、本市の他の同趣旨の制度により金銭等の交付を受け、又は受ける予定であるもの
- (2) 出場する競技種目を職業として行い、これにより専ら生計を立てているもの

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号に定める額を上限とし、毎年度予算の範囲内で教育長が定める額とする。

- (1) 第2条第1号に定める大会に出場する個人 10,000円
- (2) 第2条第1号に定める大会に出場する団体 50,000円
- (3) 第2条第2号に定める大会に出場する個人 20,000円
- (4) 第2条第2号に定める大会に出場する団体 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、特に本市のスポーツ活動等の振興及び活性化に資すると認められる大会に出場する場合の奨励金の額は、教育長が別に定める額とする。

(交付の制限)

第5条 同一の個人又は団体として奨励金の交付を受けることができる回数は、同一年度内において全国的規模の大会又は国際的規模の大会につき各1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとするものは、泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 大会の開催要項等
- (2) 大会出場までの経過が分かるもの(予選等の成績、表彰状、推薦書等)

(3) 団体として参加する場合にあっては、大会出場者の名簿

(4) その他教育長が必要と認める書類

2 前項の申請は原則、交付の対象となる大会の最終日の属する年度内に申請しなければならない。ただし、大会最終日が年度末の場合、大会最終日の翌日から起算して3箇月を経過する日までに申請を行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたものについて泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求等)

第8条 前条の決定通知を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、大会終了後、泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) スポーツ競技大会参加報告書（様式第4号）

(2) 成績の分かるもの

(3) 団体として参加した場合にあっては、大会出場者の名簿

(4) その他教育長が必要と認める書類

(交付の決定の取消し)

第9条 教育長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) 大会等が中止され、又は大会に参加しなかったとき。

(3) 大会等への参加に関し、不正その他不適切な行為をしたとき。

(4) 教育長の指示に従わないとき。

2 教育長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 教育長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて当該奨励金の返還を求めるものとする。

2 教育長は、前項の規定により返還を求めるときは、泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金返還通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公告の日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱は令和5年4月1日以後開催された大会について適用し、令和5年4月1日前に開催された大会については、なお従前の例による。

報告第19号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和5年9月1日（金）～ 令和5年9月30日（土）

4 内 容

別紙2のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R5.9.8	R5.10.28	上映会・里親相談会	社会福祉法人和泉乳児院 里親支援機関つむぎ
2	R5.9.12	R5.9.30	浜寺公園150周年記念イベント「MIRAI」	劇団リトルスター
3	R5.9.5	R6.1.24	第10回せんぼく研	泉北地区人権教育研究協議会
4	R5.9.8	R5.12.1	第54回大阪府小学校道德教育研究大会 泉北大会 第7回堺市道德教育研究大会	大阪府小学校道德教育研究会
5	R5.9.13	R5.10.8 ～R6.1.7	2023年度PALの秋冬キャンプ	NPO法人ピープルアクティブライフ
6	R5.9.13	R6.1.13	いずみそれいゆライオンズクラブ結成20周年事業 三市一町☆中学生のメッセージ特別編	いずみそれいゆライオンズクラブ
7	R5.9.12	R5.10.29	創立六十五周年記念10月度公開例会 Bousai fes in シーパスパーク ～緊急車両大集合～	公益社団法人泉大津青年会議所
8	R5.9.13	R5.10.14 ～ R5.12.17	令和5年度秋季企画展「泉州地域の食とくらしー大阪産(もん)の宝庫ー」	大阪府立弥生文化博物館
9	R5.9.13	R5.11.26	ボーイスカウト体験 楽しい野外ゲーム	日本ボーイスカウト高石第3団
10	R5.9.20	R5.11.10	令和5年度子ども家庭フォーラム	泉大津市民生委員児童委員協議会
11	R5.9.27	R5.11.19	ニューモラル講演会	泉大津モラロジー事務所
12	R5.9.26	R6.3.2 R6.3.10	キッズマネースクール おみせやさんごっこ～はたらくってなーに？～	一般社団法人ママと子どもの子育てラボ

新

【不承認】

番号	専決日	件名	申請団体
1	R5.9.13	チャイルドリーム・ネット	特定非営利活動法人メッセージ

新